

■ 自動送金サービス規定 ■

1. 送金指定項目の届出

自動送金サービスのお取扱いにあたっては、あらかじめお申込人の振替指定口座、お受取人の入金指定口座、送金期間、送金日、送金額等について当行所定の方法によりお届けください。当行は、送金日に指定金額をお申込人の預金口座から口座振替の方法により引落しのうえ、お受取人の預金口座へ送金いたします。なお、この場合の口座振替通知あるいは振込金受取書などの発行は省略させていただきます。

2. 送金手数料

本契約による手数料は、当行所定の振込手数料のほか、口座振替手数料(自動送金手数料)をいただきます。

3. 振替指定口座からの引落し

振替指定口座からの引落しにあたっては、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず小切手の振出または普通預金通帳・払戻請求書の提出を必要とせず、当行所定の方法により処理いたします。また、この契約による引落とし金額と他の契約によって引落すべき金額の総額に残高が満たない時は、そのうちどちらを支払うかは当行の任意といたします。

4. 預金残高不足時の処理

送金日に振替指定口座の残高が所要振替金額に満たない場合は、特に通知することなくその月の自動送金の取扱いを取止めたものといたします。

5. 送金の取止め

送金期間中に送金を取止める場合または送金内容に変更が生じた場合には、ただちに当行所定の手続きをしてください。万一お届けがなかったことにより損害が生じても当行は責任を負いません。

6. 学納金の特例扱い

学校関係の授業料などのうち、当行が特に認めた学校に限り生徒名義での送金をお取扱いいたします。なお、この場合はあらかじめ届けを受けた保護者からの申込で、当行本支店間に限ります。

7. 解約

- (1) この契約は、送金期間の満了とともに自動的に終了いたします。
- (2) 振替指定口座が解約された場合は、この契約も自動的に解約されたものとして取扱いいたします。
- (3) この契約は、当行が必要と認めた場合は解約の通知を省略していつでも解約できるものといたします。

8. 規定の変更等

- (1) この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化等その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

★おねがい

- 送金日の営業開始直後に送金処理をいたしますので、振替指定口座には前日までに所要資金をご入金ください。
- 送金日の当日に所要資金をご入金される場合は、必ず窓口にお届けください。お申出がない場合は、送金の取扱いができない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- 送金の中止、送金内容の変更などの事由が生じた時は、送金日の前営業日までにお届けください。
- なお、送金内容を変更して引続き送金される場合は、変更申込の手続きが必要となります。
- ご依頼の送金がお受取人の口座へ入金になるのは、送金日以降となりますので到着日に期限がある場合は、
- 期限の2～3日前を送金日としてください。

以上

2021年1月4日現在

当行が契約している指定紛争解決機関：一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017109または03-5252-3772

1-05-05